

令和4年江南市議会5月臨時会議案目録

令和4年5月11日

議案第34号	江南市公平委員会委員の選任について	P	2
議案第35号	江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P	6
議案第36号	江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部改正について	P	9
議案第37号	江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部改正について	P	12
議案第38号	江南市職員の給与に関する条例の一部改正について	P	15
議案第39号	令和4年度江南市一般会計補正予算（第2号）	P	21
報告第1号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	37

令和4年議案第34号

江南市公平委員会委員の選任について

下記の者を江南市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 浅野 総一郎

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市公平委員会委員 浅野総一郎氏が令和4年5月24日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

浅野 总一郎 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市公平委員会委員名簿

(令和4年5月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	浅野 總一郎		自平成30年5月25日 至令和4年5月24日
	兵藤 未知子		自令和元年5月25日 至令和5年5月24日
	田中 重和		自令和2年5月25日 至令和6年5月24日

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 （略）

2 （略）

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 （略）

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第8条 （略）

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

3～9 （略）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地

方公共団体の長が選任する。

3 (略)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～8 (略)

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

12 (略)

江南市公平委員会設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、江南市公平委員会を設置する。

（委員）

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

令和4年議案第35号

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、社会一般の情勢を考慮し、改正する必要があるからであります。

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(参 考)

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の45(調整割合)を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において、前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の45(調整割合)を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

令和4年議案第36号

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部改正について

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、社会一般の情勢を考慮し、改正する必要があるからであります。

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例（昭和30年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例第3条第4項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(参 考)

江南市特別職に属する職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）
の新旧対照表

新	旧
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

令和4年議案第37号

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部改正について

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、社会一般の情勢を考慮し、改正する必要があるからであります。

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例第2条第5項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(参 考)

江南市教育長の給与その他の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新	旧
(給与)	(給与)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	5 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、解職又は死亡によりその職を離れた日現在)において、前項に規定する者が受けるべき給料月額と給料月額に100分の20(役職加算割合)を乗じて得た額及び給料月額に100分の25(管理職加算割合)を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
6～8 (略)	6～8 (略)

令和4年議案第38号

江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからであります。

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の江南市職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び江南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項において準用する場合を含む。）及び江南市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第18条第4項から第6項まで（江南市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条の規定により読み替えて適用する場合及び会計年度任用職員給与条例第9条第1項において準用する場合を含む。）、第22条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年条例第26号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例又は会計年度任用職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(参 考)

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(参 考)

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)
[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

(参 考)

議案第35号～議案第38号

江南市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について等に関する参考資料

期末・勤勉手当支給割合一覧表

特別職（議会の議員、市長、副市長及び教育長）

年度	区分	6月期	12月期	年間支給割合
令和3年度	期末手当	1.675月分	1.675月分	3.35月分
令和4年度以降	期末手当	1.625月分	1.625月分	3.25月分（▲0.10月）

※令和3年度と令和4年度の期末手当の差額相当額を、調整額として令和4年6月分の期末手当から減じる。

一般職

年度	区分	6月期	12月期	年間支給割合
令和3年度	期末手当	1.275月分 〈 0.725月分 〉	1.275月分 〈 0.725月分 〉	2.55月分 〈 1.45月分 〉
	勤勉手当	0.95月分 〈 0.45月分 〉	0.95月分 〈 0.45月分 〉	1.90月分 〈 0.90月分 〉
	計	2.225月分 〈 1.175月分 〉	2.225月分 〈 1.175月分 〉	4.45月分 〈 2.35月分 〉
令和4年度以降	期末手当	1.20月分 〈 0.675月分 〉	1.20月分 〈 0.675月分 〉	2.40月分（▲0.15月） 〈 1.35月分 〉（▲0.10月）
	勤勉手当	0.95月分 〈 0.45月分 〉	0.95月分 〈 0.45月分 〉	1.90月分 〈 0.90月分 〉
	計	2.15月分 〈 1.125月分 〉	2.15月分 〈 1.125月分 〉	4.30月分（▲0.15月） 〈 2.25月分 〉（▲0.10月）

〈 〉は、再任用職員

※令和3年度と令和4年度の期末手当の差額相当額を、調整額として令和4年6月分の期末手当から減じる。

令和4年議案第39号

令和4年度江南市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度江南市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,119,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,768,620	千円 7,995	千円 4,776,615
	2 国庫補助金	1,198,259	7,995	1,206,254
16 県支出金		2,259,998	70	2,260,068
	3 委託金	249,944	70	250,014
19 繰入金		1,670,479	33,159	1,703,638
	1 基金繰入金	1,670,479	33,159	1,703,638
21 諸収入		1,057,774	17,664	1,075,438
	5 雑収入	813,628	17,664	831,292
歳入合計		33,060,614	58,888	33,119,502

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 6,084,005	千円 10,495	千円 6,094,500
	1 総 務 管 理 費	5,365,995	10,495	5,376,490
4 衛 生 費		3,467,296	19,249	3,486,545
	1 保 健 衛 生 費	1,768,517	19,249	1,787,766
8 土 木 費		2,489,401	3,487	2,492,888
	1 土 木 管 理 費	188,038	3,487	191,525
10 教 育 費		2,639,925	25,657	2,665,582
	1 教 育 総 務 費	395,132	70	395,202
	2 小 学 校 費	555,966	6,149	562,115
	3 中 学 校 費	362,124	2,321	364,445
	4 社 会 教 育 費	394,504	17,117	411,621
歳 出 合 計		33,060,614	58,888	33,119,502

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金	千円 4,768,620	千円 7,995	千円 4,776,615
16 県支出金	2,259,998	70	2,260,068
17 財産収入	8,242	33,159	41,401
21 諸収入	1,057,774	17,664	1,075,438
歳入合計	33,060,614	58,888	33,119,502

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 6,084,005	千円 10,495	千円 6,094,500
4 衛生費	3,467,296	19,249	3,486,545
8 土木費	2,489,401	3,487	2,492,888
10 教育費	2,639,925	25,657	2,665,582
歳出合計	33,060,614	58,888	33,119,502

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 7,995	千円	千円 2,500	千円
			19,249
			3,487
70		15,000	10,587
8,065		17,500	33,323

2 歳 入

15款 国庫支出金
21款 諸収入

16款 県支出金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	4,768,620	7,995	4,776,615
	2 国庫補助金	1,198,259	7,995	1,206,254
	1 総務費国庫補助金	908,688	7,995	916,683
16	県支出金	2,259,998	70	2,260,068
	3 委託金	249,944	70	250,014
	5 教育費委託金	183	70	253
19	繰入金	1,670,479	33,159	1,703,638
	1 基金繰入金	1,670,479	33,159	1,703,638
	1 基金繰入金	1,670,479	33,159	1,703,638
21	諸収入	1,057,774	17,664	1,075,438
	5 雑入	813,628	17,664	831,292
	2 雑入	813,412	17,664	831,076
	計	33,060,614	58,888	33,119,502

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費 補助金	7,995	[行政改革推進課] マイナポイント事業費補助金 7,995,000円×10/10	
1 教育総務費 委託金	70	[教育課] キャリアスクールプロジェクト事業委託金	
1 基 繰 入 金	33,159	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑 入	17,664	[健康づくり課] 自動車損害共済災害共済金 [地方創生推進課] コミュニティ助成事業助成金 [生涯学習課] コミュニティ助成事業助成金	164 2,500 15,000

3 歳 出

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 方 創 生 推 進 費	142,454	2,500	144,954			2,500		18負担金、 補助及び 交付金	2,500
5 行 政 改 革 推 進 費	409,607	7,995	417,602	7,995				10需用費	99
								12委託料	7,896
計	5,365,995	10,495	5,376,490	7,995		2,500			

2-1-1 地方創生推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<p>[地域団体支援事業] ・ 区長・町総代事業 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ助成事業交付金</p>	2,500	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ 2,500千円 コミュニティ助成事業助成金</p> <p>備品整備費助成 勝佐区 2,500千円</p>
<p>[マイナポイント申請等支援事業] 10 需用費 消耗品費 一般事業用 12 委託料 業務委託料</p>	<p>7,995 99</p> <p>7,896</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 7,995千円 7,995,000円×10/10</p> <p>目的 マイナンバーカード活用による簡素で効率的な 行政経営の実現 内容 マイナポイントの申請等支援の実施</p>

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	1,739,801	19,249	1,759,050				19,249	10需用費	1,130
								11役 務 費	845
								12委 託 料	14,415
								22償還金、 利子及び 割引料	2,859
計	1,768,517	19,249	1,787,766				19,249		

8 款 土木費
 1 項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 建 築 指導費	82,732	3,487	86,219				3,487	14工 事 請 負 費	3,487
計	188,038	3,487	191,525				3,487		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
【新型コロナウイルスワクチン接種事業】 10 需用費 1,130 印刷製本費 一般事業用 11 役務費 845 郵便料 470 広域予防接種支払事務手数料 375 12 委託料 14,415 予防接種委託料 22 償還金、利子及び割引料 2,859 新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業費国庫補助金返納金	19,249	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 目的 ワクチン接種による新型コロナウイルス感染症の感染 拡大防止 内容 12歳から17歳へのワクチン3回目接種の実施 一般事業用 補正後3,386,000円ー補正前2,256,000円 郵便料 補正後2,444,000円ー補正前1,974,000円 広域予防接種支払事務手数料 補正後7,875,000円ー補正前7,500,000円 予防接種委託料 補正後303,658,000円ー補正前289,243,000円 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 国庫補助金返納金 令和2年度分

8-1-2 建築指導費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
【空家等対策推進事業】 14 工事請負費 災害防止対策工事費	3,487	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 目的 空家等対策の推進 内容 特定空家等への緊急安全措置の実施

歳 出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	222,637	70	222,707	70				12委託料	70
計	395,132	70	395,202	70					

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	555,966	6,149	562,115				6,149	14工 事 請 負 費	6,149
計	555,966	6,149	562,115				6,149		

10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	362,124	2,321	364,445				2,321	14工 事 請 負 費	2,321
計	362,124	2,321	364,445				2,321		

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	70	〈特定財源〉 県 70千円 キャリアスクールプロジェクト事業委託金 布袋小学校	
〔研究指定校調査研究事業〕 ・キャリアスクールプロジェクト事業（小学校） 12 委託料 業務委託料			

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	6,149	古知野東小学校・古知野南小学校	
〔学校施設整備等事業〕 ・学校施設改修事業 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費			

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	2,321	北部中学校	
〔学校施設整備等事業〕 ・学校施設改修事業 14 工事請負費 防火シャッター改修工事費			

歳出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	301,586	17,117	318,703			15,000	2,117	18負担金、 補助及び 交付金	17,117
計	394,504	17,117	411,621			15,000	2,117		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>【集会所建築費補助事業】 18 負担金、補助及び交付金 集会所建築費補助金</p>	<p style="text-align: right;">17,117</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ 15,000千円 コミュニティ助成事業助成金</p> <p>今市場区公会堂 244.54平方メートル</p>



令和4年報告第1号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月11日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和4年4月25日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月21日（月）
午後8時ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市飛高町宮町11番地先 |
| 3 | 市側 | 健康づくり課 職員 |
| 4 | 相手方 | 市内在住 男性2名 |
| 5 | 事故の概要 | 訪問時に駐車場から左折して道路に出ようとした際に、相手方のブロック塀を巻き込み、ブロック塀の一部を損壊させたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金164,780円
相手方 金46,200円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金46,200円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市飛高町宮町1番地先）

